

○ 駐車禁止・時間制限駐車区間道路の除外・許可取扱要領の全部改正について

〔 令和3年12月1日交規甲達第50号
石川県警察本部長から部課署長あて 〕

対号1 平成19年9月28日付け交規甲達第30号「駐車禁止・時間制限駐車区間道路の除外・許可取扱要領の制定について（通達）」

対号2 平成27年7月31日付け交規甲達第22号「駐車禁止・時間制限駐車区間道路の除外・許可取扱要領の一部改正について（通達）」

石川県公安委員会の駐車禁止・時間制限駐車区間道路の除外措置及び警察署長の駐車禁止道路等の駐車許可の取扱いについては対号により運用してきたところであるが、この度、警察署長の駐車禁止道路の駐車許可について、オンラインによる電子申請受付を開始することに伴い、別添のとおり、駐車禁止・時間制限駐車区間道路の除外・許可取扱要領を改正し、令和4年1月4日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、対号は本通達の施行をもって廃止する。

別添

駐車禁止・時間制限駐車区間道路の除外・許可取扱要領

第1 制定の趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、石川県道路交通法施行細則（昭和35年石川県公安委員会規則第12号。以下「細則」という。）及び石川県道路交通法施行細則執行に関する訓令（昭和47年石川県警察本部訓令第18号。以下「訓令」という。）の規定に基づき、「駐車禁止・時間制限駐車区間」規制の除外措置及び許可に係る事務処理等に関し必要な事項を定める。

第2 駐車禁止・時間制限駐車区間規制除外措置の取扱い

細則第5条第1項の規定による石川県公安委員会（以下「県公安委員会」という。）の駐車禁止規制から除外する車両の取扱いは、次によるものとする。

1 対象者の範囲

- (1) 駐車禁止規制の除外対象となる身体障害者等で歩行困難な者（以下「除外対象者」という。）は、細則第5条第1項表五の3の各号に掲げるとおりであるが、これは自動車税、軽自動車税又は自動車取得税の減免対象者であり、かつ、原則として、障害者本人のみならず、その付添人も旅客鉄道株式会社旅客運賃減額対象となる者である。この基準に該当する人は、日常生活において自動車が必要不可欠であり、単独では車両から用務地まで徒歩移動することが困難と認められるとの考え方によるものである。ただし、自動車税等の減免基準は自治体によって異なることがあるため、身体障害者手帳等に自動車税等減免措置の記載があることのみをもって除外対象者と言えない場合や、除外対象者であっても自動車を保有しているとは限らないため、身体障害者手帳等に自動車税等減免措置の記載がない場合もあることから、除外指定の審査の際には十分に注意すること。
- (2) 除外対象者のうち、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害者は、身体障害者手帳に「免疫機能障害者」と記載されているものであり、申請受付時等においては、必要事項の聴取等を公衆の面前で行わないよう配慮する等、プライバシーの保護に特に注意すること。
- (3) 除外対象者のうち、細則第5条第1項表5の3のホに掲げる者は、いわゆる色素性乾皮症と言われる紫外線の照射から身体を保護する必要がある疾病患者（以下「紫外線要保護者」という。）であり、この患者に認定されている者は太陽光線から身体を保護するため車両での移動が必要不可欠な者であ

る。

2 申請事務の取扱い

駐車禁止・時間制限駐車区間規制除外車両の県公安委員会の指定は、警察署長の専決事項であり、実務はそれぞれの警察署で行うこと。

3 申請の方法

除外車両の指定を受けようとする者（以下「除外申請者」という。）は、その住所地等を管轄する警察署交通課又は交通第一課に細則別記様式第1の4の駐車禁止除外車指定申請書（以下「指定申請書」という。）2通を提出し、申請するものとする。

なお、除外指定は本来、県公安委員会の事務であるから、管轄の異なる住所地に居住する除外申請者からの申請であっても受理すること。

4 指定申請書の記載方法

(1) 「申請者住所、氏名」の欄

除外対象者又はその介護者等の住所及び氏名を記載する。

(2) 「申請の理由」の欄

細則第5条第1項表五の3の各号に規定する各手帳又は医療受給者証の保有者の氏名を記載し、かつ、イ及びロの各号に該当する場合は、障害の部位及び等級を記載すること。

5 添付書類

指定申請書には、細則第5条第1項表五の3に掲げる対象者のいずれかに該当することを疎明する書面又はその写しを添付するものとする。

6 駐車禁止除外指定車標章の交付

(1) 指定申請書を受理した警察署は、その内容を審査し、除外対象と認められるものについては、警察署長の決裁を受けた後、訓令別記様式第3の3の駐車禁止除外車指定処理簿（以下「除外指定処理簿」という。）に所要事項を記載の上、細則別記様式第1の5の駐車禁止除外指定車標章（以下「除外標章」という。）を作成し、除外申請者に交付すること。

(2) 除外標章は次の事項に留意して作成すること。

ア 除外標章上部の「〇〇〇使用中」の欄

除外車両の対象に応じて、「歩行困難者使用中」、「紫外線要保護者使用中」などと記載する。

イ 「有効期限」の欄

発行日から3年以内とする。ただし、紫外線要保護者に対する除外標章は、有効期限欄の下に「ただし、昼間(日出から日没まで)に限る。」と記載する。

ウ 裏面の「被交付者等」の欄

除外対象者の住所及び氏名を記載する。

(3) 除外標章の交付に当たっては、訓令別記様式第3の4の駐車禁止除外指定車標章交付簿に所要事項を記載し、交付状況を明らかにしておくこと。

(4) 除外標章を交付する際は、除外申請者に対し、次の事項を指示すること。

ア 幹線道路や交通量が著しく多い時間帯など、道路交通に著しく影響を及ぼす駐車は自粛すること。

イ 直近に利用可能な駐車場がある場合は、路上駐車しないこと。

ウ 除外標章は、駐車の際に車両前面の見やすい箇所に掲出し、連絡先又は用務先を記載した紙も除外標章と並べて掲出しておくこと。

エ 除外標章裏面の注意事項に従い、不正使用などの違反行為が認められた場合は、返納を命ずることがあること。

7 標準処理期間

県公安委員会の駐車禁止規制からの除外措置は、県公安委員会による一種の交通規制であり、行政手続法に基づく審査請求手続や標準処理期間等の定めはないが、申請に対する標章交付という手続であることから、当該事務の標準処理期間を3日以内（行政庁の休日を含まない。）とする。

第3 警察署長の駐車許可の取扱い

細則第8条第1項の規定による駐車禁止規制道路・時間制限駐車区間道路における警察署長の駐車許可の車両の取扱いは、次によるものとする。

1 申請の方法

駐車許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、その住所地等を管轄する警察署交通課又は交通第一課に細則別記様式第6の駐車許可申請書（以下「許可申請書」という。）2通を提出し、申請するものとする。

2 許可申請書の記載方法

(1) 「申請者住所、氏名」の欄

許可を受けようとする車両の所有者若しくは使用者又は安全運転管理者等の車両の運行を管理する責任者の住所及び氏名を記載する。

(2) 「車両の種類」の欄

法上の車両の種類を記載する。

（例） 普通乗用車、普通貨物車など

(3) 「登録車両番号」の欄

いわゆる車両ナンバーを記載する。

(4) 「許可を受けようとする駐車日時」の欄

許可を受けようとする車両の具体的駐車日時を特定して記載する。ただし、

車両の駐車日時、場所及び用務が特定された駐車許可の申請であって、

○ 複数の場所に連続的に駐車することとなるもの

○ 特定の場所に反復継続して駐車することとなるもの

については、包括して1件の申請・許可として取り扱うものとする。この場合、必要に応じて「〇月〇日から〇月〇日の毎週〇曜日〇時〇分から〇時〇分までの間」などと記載するほか、駐車許可申請日時及び場所を記載した一覧表を添付の上、「別紙のとおり」と記載すること。

(5) 「許可を受けようとする駐車場所」の欄

許可を受けようとする車両の具体的駐車場所を特定して記載するが、直近の駐車施設までの距離も併せて記載する。

また、許可を受けようとする場所が複数ある場合は、(4)のとおりとする。

なお、場所の特定については、住所地番等のみを記載すれば足りるものであり、「〇〇方前」などの個人を特定するような記載は不要である。

(6) 「許可申請の理由」の欄

許可を受けようとする車両の具体的用務を記載する。

3 添付書類

許可申請書には、次に掲げる書面又はその写しを添付するものとする。

(1) 許可申請書に記載された車両の自動車検査証又は軽自動車届出済証

(2) 許可申請書に記載された駐車場所及びその周辺の見取図（建物又は施設の名称等が判別できるもので、駐車場所に印を付したものをいう。）

4 駐車禁止道路駐車許可証・標章の交付

(1) 許可申請書を受理した警察署は、その内容を審査し、許可対象と認められるものについては、警察署長の決裁を受けた後、訓令別記様式第7の駐車許可処理簿（以下「許可処理簿」という。）に所要事項を記載の上、細則別記様式第6の駐車禁止道路駐車許可証（以下「許可証」という。）を作成し、細則別記様式第6の2の駐車禁止道路駐車許可車標章（以下「許可標章」という。）に必要事項を記載して、ともに許可申請者に交付すること。

(2) 許可証は次の事項に留意して作成すること。

ア 駐車時間に係る条件

駐車用の用務内容によっては、許可申請書の駐車時間に幅を持たせて記載する場合も予想されるが、その場合は実際に必要とする最低限の時間内の駐車に限る旨の条件を付し、用務終了後も引き続き当該場所に駐車することがないようにすること。

イ 交通安全に係る条件

長大・重量貨物の荷下ろしなどの場合に、駐車場所、時間及び交通の状況に応じて保安要員や保安上の簡易な資器材の設置を要すると認められる場合は、当該安全措置を講じる旨の条件を付すこと。

(3) 許可標章は次の事項に留意して作成すること。

ア 「許可する日時」及び「許可する場所」の欄

複数箇所の駐車を一括許可した場合は、「別紙のとおり」と記載する。

なお、この場合は標章に添付する別紙にも警察署長印を押印しておくこと。

イ 「有効期限」の欄

発行日から6箇月以内とする。

ウ 裏面の「許可申請者」の欄

許可申請者の住所及び氏名を記載する。

(4) 許可標章の交付に当たっては、訓令別記様式第7の2の駐車禁止道路駐車許可車標章交付簿に所要事項を記載し、交付状況を明らかにしておくこと。

(5) 許可標章を交付する際は、申請者に対し、次の事項を指示すること。

ア 許可された日時及び場所以外に駐車しないこと。

イ 許可された時間内であっても、用務終了後に引き続き当該場所に駐車しないこと。

ウ 許可標章は、駐車の際に車両前面の見やすい箇所に掲出し、駐車する日時及び場所を別紙にて特定している場合は、同紙も許可標章と並べて掲出しておくこと。

エ 許可条件及び許可標章裏面の注意事項に従い、不正使用などの違反行為が認められた場合は、返納を命ずることがあること。

第4 電子情報処理組織による申請（以下「電子申請」という。）

1 電子申請の運用方法

電子申請は、「石川県警察電子申請業務運用要領の制定について（通達）」（令和3年5月25日付け務甲達第76号、情甲達第31号）に基づき運用される電子申請システムを利用して行うこととする。

2 電子申請の対象手続

電子申請により行うことができる手続は、駐車許可の申請のうち、以下のものとする。

(1) 過去に駐車許可を受けた申請であって、許可期間が満了していないもののうち、

○ 許可を受けた期間の変更をするもの

○ 車両の諸元・構造・車種が同一のものへの変更をするもの

(2) 許可期間を除き、過去に許可を受けた申請と同一内容の申請をするもの

3 電子申請の取扱い

電子申請がなされた場合は、次により取り扱うこと。

なお、次に定める事項以外は第3、第6、第7の2、第7の5、第8及び第9に準じて行うこと。

(1) 電子申請の受理

電子申請の到達を随時確認し、到達を認知したときは、当該申請の内容を第3の規定に準じて確認すること。この際、申請内容が他の警察署の管轄区域であるときは、速やかに返却手続を行うとともに、申請者に正しい申請先警察署を伝え再申請するよう教示すること。

(2) 申請書類の印字

電子申請された申請書類一式を印字し、審査を開始すること。

(3) 補正通知

申請書類に不備があるときは、申請者に対し、電子申請システムにより補正すべき事項を通知すること。

(4) 審査完了

申請書類の審査完了後は、申請者に対し、電子申請システムにより必要事項を通知すること。

第5 夜間休日時における緊急の駐車許可

駐車許可は原則として夜間休日時には取扱いできないが、警察署の体制に応じて次のとおり取扱うことができるものとする。

1 申請の受理方法

夜間休日の駐車許可は緊急の用務に限るものとし、申請受理は電話又はファクシミリ申請によるものとする。

電話又はファクシミリによる許可の申請がなされた場合は、緊急の用務であることを確認し、許可処理簿に所要事項を記載の上、許可番号のみを申請者に電話通知する。その際、許可申請者に対して、官庁執務時間に許可申請書を警察署に提出するように指示すること。

2 許可申請書等の処理

夜間休日時の駐車許可については、許可証及び許可標章は交付せず、提出された許可申請書は警察署長の事後決裁を受けるものとする。

また、許可処理簿の「標章番号」の欄には、申請の方法に応じて、「電話」又は「ファクシミリ」と記載するものとする。

3 留意事項

ア 夜間休日時の駐車許可は、許可証及び許可標章は交付しないので、許可申

請者に対して、警察署名、許可番号及び連絡先を記載した紙を駐車する車両前面の見やすい箇所に掲出して駐車するよう指示すること。

イ 夜間休日時の駐車許可は、駐車日時が夜間休日時間帯に限定されており、かつ、緊急やむを得ない用務に限って許可すること。

ウ 当直員の負担軽減のため、夜間休日時の駐車許可が可能な道路について、交通実態に応じて、各警察署で予め指定しておくことが望ましい。

第6 決裁時の留意事項

- 1 除外申請書の決裁時には、別記様式第1の駐車除外指定状況票を作成し、除外指定の状況を明らかにしておくこと。
- 2 許可申請書の決裁時には、別記様式第2の駐車許可処分状況票を作成し、許可処分の状況を明らかにしておくこと。
- 3 除外指定処理簿及び許可処理簿は、月末ごとに締め切り、警察署長の決裁を受けること。

第7 運用上の留意事項

- 1 他の都道府県公安委員会が交付した除外標章を掲出している駐車車両についても、県公安委員会が交付した除外標章と同様に扱うものとする。
- 2 申請車両がいわゆる「県外ナンバー」である場合は、自動車変更登録申請や保管場所変更届出等の必要な措置を講じるよう教示し、法律違反を容認することとなるような受理は行わないこと。
- 3 第4の夜間休日時における駐車許可に対応していなくても、夜間休日時に指定申請書又は許可申請書の提出がなされた場合は、これを受理し、警察署担当係執務時間において決裁等の事務処理を行うこと。
- 4 駐車禁止規制除外及び駐車許可の内容として、「時間制限駐車区間規制の除外・許可」が含まれることから、対象車両は、時間制限駐車区間に設置されたパーキング・メーター又はパーキング・チケットを作動しようとする際の手数料を必要としないので、留意されたい。
- 5 駐車禁止規制は、交通の安全と円滑を図る上で必要な対処措置として行われているものであり、十分な審査の上許可すること。
なお、既存の駐車禁止規制についても地域住民や物流関係者からの意見を尊重しつつ、積極的に見直しを図っていくこと。
- 6 駐車許可の迅速な審査のため、日頃から管内の駐車許可が可能な対象道路を抽出しておき、審査資料として活用すること。
- 7 除外標章及び許可標章の不正使用等の違法行為については、平素から駐車監視員との連携を図るなどして端緒把握に努めるとともに、これを認知した場合は、積極的な検挙措置を図るなど、厳正に対処すること。

第8 書類の保存

本件に関するファイルコードは「40-43-20-070」とし保存期間は、3年とする。

第9 報告

本件事務処理状況は、1箇月分取りまとめの上、別に定めるところにより、翌月10日までに交通規制課に報告するものとする。この際、報告対象月に処理した除外申請書及び除外標章の写しも送付すること。

附 則

この要領は、令和4年1月4日から施行する。

※ 別記様式省略